

Title	独逸の政変と財政改革
Sub Title	
Author	金, 嶺生
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.2, No.5 (1909. 12) ,p.503(77)- 511(85)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19091200-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

獨逸の政變と財政改革

金 嶺 生

過般の獨逸の政變に對し皮相の觀察者はこれ全く財政改革の結果なりと斷言せんも決して然らず、財政改革は政變を促したるの機會に過ぎずして之が原因にはあらず、表面に現はれたるの事實は保守自由兩派の大同團結倒れて、保守黨中央黨並に波蘭黨相合同して新に議會に多數を制せしこと帝國宰相ビュロー公の辭職せると共に過ぎざりしも而も政黨の離合と宰相の更迭とはすべてを盡せるにあらず、將た又この政變たる敢て財政上經濟上の危機たるに止まらず實に政體上の危機たり。抑もこの危機はその淵源する處遠し帝國建設の當時に在り即ち當初ビスマルクの制定せる憲法は宰相の掌裡に國柄を收めて議會の勢力を削りたるを以てビスマルクは袞龍の袖に隠れて實權を握るを

得たり。然るに九十年を以てその要路より却けられしより以來、皇帝の專政は宰相の專政に代り爾來國王の意志は至高の法律となれり *regis voluntas suprema lex* かくの如くにして所謂親政 *regime personnel* は行はれ、普通選舉に依りて代議士を選出せり獨逸は露帝の獨裁政治若くば東羅馬帝國時代を回想せしむるの狀態に陥れり。學問の進歩旺盛にして商工業の隆運に向へる獨逸が民主的運動の澎湃として世界を壓し去らんとするに方りて、約十五年間この親政に甘んじて服従せしは一はビスマルク時代の餘徳にして、學者も實業家も政治社會に對して極めて冷淡を極め自分から一種の宿命説を奉じ敢てその政界の晴雨を問はんとせざりしが爲也。勿論親政の弊は數ば現はれ皇帝に對する阿諛の風 *byzantinisme* は識者をして慳蹙に堪えざらしむる公然政治上に於て之と争ふ事なし唯だ諷刺嘲笑の武器を用ゐてこの悶々の情を遣るに過ぎざりき所謂 *l'esprit du Simplicissimus* 即ちこれなりき。

78
然れども親政の失敗は自から之に對して有力なる打撃を加ふることとなりしがその最も著るしき失敗は對外政策に於て現はれたり。九百六年は實にこの極點に達せしの後と云ふ可く、モロッコ問題に干渉せるの失敗は明白となり、獨逸を孤立せしめんとせる英國の外交は成功せり、次で西南阿弗利加叛徒平定の事業意外に撈取らずして殖民政策も亦一頓挫を來さんとし更に之を内にしては宮中に於ける明黨 *carrolla* の真相の暴露さるゝあり、*Eulenburg* *Moltke* *Hohenberg* 等の鷄姦者流は隱然勢力を有し、宰相の更迭亦その左右する所なりと唱へられたり。かくて九百六年の終に方りては輿論の激昂漸く甚しく、皇帝を譴むる小冊子は盛んに發行せられ政界刷新の要求は遂かに勃興せり。而して年の更まらざるに先ちて政界は刷新せられしがこれ輿論の壓逼によれるに非ず、議會の反對運動に基けるに非ず、實に政府任意の活動によれり、即ち局面を展開するの必要を感じしは殊にビュロー公にして十二月十三日帝國議會は解

散せられたり。蓋し西南阿弗利加豫算否決は解散の眞原因にあらずして、政府部内にありては或は愛國心に訴へ *furor teutonics* を刺激して以て對外上すべてこの危険を免れんとせる者あり、或は專制者流も故智に倣ひて以て、内治の弊政に對する一般の注意を避けんとせるものあり、或は兎角の批評を招きたる親政のなほ聲望を有するとを外國に誇示し、内治に於て民主主義者進歩主義者を満足せしめんとするの色を示して輿望を恢復せんとせるものもありき、而して九百七年十二月の總選舉に於て政府の目的貫徹さるゝや所謂大同團結の政策は開始せられ在黨を満足せんとするの局面一變策は全く放棄せられたり。勿論自由主義者に對して多少の讓歩は行はれしも是れ外觀に過ぎず、新選舉に於て僧侶派は政府黨の地位を失ひしも政府上宗教上に於ける反動的精神は從來よりも却て勢力を振へり、保守自由兩派大同團結の聲援を得て政治を行はんとするに一見議院政府の制度を採用せるものゝ如くなるもこれ外觀のみ、その實に

79
於ては依然たる親政のみ。
而もこの制度は間もなく激烈なる打撃を受けその根幹にも多大の動搖を感じたりこれ皇帝の談話がデーリーテレグラフ紙上に公にせられたる結果にして九百八年十一月に於ける獨逸輿論の激昂は實に社會の各階級並にすべての政黨に亘り親政の總勘定を爲す可きの時は來れりウイヘルム第二世の英邁なるも亦能くその攻撃に對して毅然としてこの地歩を保つ能はずビュローは外交的手腕を揮て輿論に對して讓歩を爲せり。即ち帝國議會に於て二日間に亘れる質問あるや皇帝の爲に薄弱なる辯解を試み、而して皇帝に謁見して、爾來憲法上の機關と一致を保ちつゝ行動す可し、即ち憲法の規定に從て行動す可しとの勅語を得たり。ビュロー先づ聯邦院と各大臣との意向を奏して奏請する處ありしが爲皇帝は止むを得ずこの勅語を下すに至れるなり。抑もビュローは當初よりテレグラフ事件に與れるが故この拜謁前その地位動搖を來せしが、若し然らざりしならんには更に強

硬の態度に出でしならん、而してその拜謁失敗に了りしなば辭職の好口實を捉へ得たりしならん。然るに謁見成功せるが故ビュローは私かにその地位を以て鞏固を加へ得たりとなせり。而もその皇帝の感情を誤解し、黨派離合の將來に思を及ぼさず違算に違算を重ねたるの空想たるを免れざりき。
皇帝は十一月中に於ける宰相の態度に對して心中釋然たらざるものあり、隨て皇帝と宰相との個人的關係は從來の如く親密なるを得ず即ち皇帝は復た親しく *Bernard du* と云はず冷かに閣下と呼ぶに至れり。ビュローは逆鱗を和げんとして或は親政に對する輿論の激昂を宥め或は議會に於ける憲法修正運動を妨げ或は議會に於て會合に於て皇帝の爲に頌徳の演説を試み百方苦心を盡せしもその効なかりき。宰相の運命は既に定まり皇帝は靜かに機會を俟ちて外界の事情に逼られて以て止むを得ず之を斥くるの口實を捉らへんことを希へり。而して種々の政治上の事件はこの皇帝の叡慮

に適中したり。保守黨就中勤王主義者も亦十一月中の宰相の態度に就て不満を感じたり、これその國王の權力を制限して議院政府を樹立するの階梯となり、多年自由主義者社會黨員の主張せる所に近かんとするを認めたるが爲なり。從來保守主義者は大同團結の政策が自由主義者の極力主張せる政體改革の問題に於て重大なる讓歩を必要とするに至らんことを恐れしに偶まこの事ありしを以て益々安からず、而も普國議會の開會せらるゝや大にその不安の念を甚しからしめたり。即ち開院式の勅語中に刻下普國選舉法の改正を以て最も重要な政務の一なりと認むと明言し、ビュロー公が一年前に拒絶せる自由主義者の主たる政綱を採用し、三級選舉制を修正せんとするの色を示せしより、保守主義者は大同團結を瓦解せしめて、その政策を中止し且その政策の主張者たる宰相を陥ぬれんと決心したり。而して保守黨はこの決心を實行するに方りて直ちに有力なる同盟を得たり、中央黨即ち是なり。中央黨は六年十二月十三日帝

國議會の解散せられて政府黨より排斥されしより以來ビュロー公を介して大同團結の政策を中止せしむるを以てこの唯一の目的となし、撓まず屈せず只管之が貫徹を期し而も慎重の態度を以て好時機の到來を俟てり。十一月の政變は最も之に便宜を與へ、而して保守黨との接近は漸く成立して保守派自由派の大同團結に代らんとするの勢は漸く切逼せしが而もこの急激なる政策の離合を促せし機會は財政改革によりて與へられたり。獨逸は九百八年の秋を以て議會に要求するに新に五億馬の増税を以てせしが、平時財政改革なる名目の下にかゝる要求を敢てせしは文明諸國にありて蓋し異數となす所ならん。所謂世界政策の實行と海軍の大擴張はこの財政困難を招きたる重なる原因なるが、余輩は今之に就て敢て問ふ所なく單にこの提案の議會に及ぼせし影響に就て略述せん。世の樂觀論者は當初政府案の討議に入るに先ち自由黨に對して囑望しこの機に乗じて自由制度の爲に激烈なる運動に出でんとを期せり。その提案

の通過を望めるビュロー公は自由黨に向て讓歩せざるを得ざるの境遇にあり、民主的精神を以て憲法を修正し親政を廢止して議院制度を確立すると並に普國選舉法を改正することの兩點は自由黨の政綱中最も輿望に叶へるものにして、自由黨にして極力之を主張せばその實施を見ること亦敢て困難ならざりしならん。然るに自由主義者の態度は悲觀論者をして猶且失望せしむるものあり、即ちは徒らに政府黨たるの地位を失はんことをのみ恐れて、讓歩を要求せず左翼の機關紙中新稅協賛の報酬として普國に普通選舉制を實施せしむ可しと論ずるものあるや、吾人は敢て脅喝取財の陋に出でずとしその議を斥けたり。勿論十一月の政變以來自由派の代議士中には親政を介して民主主義の政體を確立せんとて種々の提案を試みしものありしが保守派と政府とは容易に之が可否を決せんとせず、委員附託の便法を用ひて以て時日を遷延せしめんと圖れり。

自由派は財政改革の討議に於てもその態度極めて

緩慢なりき。政府案は五億馬の新稅中、その五分の四を間接稅よりその五分の一を財産移動稅によりて徵收せんとすの計畫なりしに自由派は多少岬岬せる後提案の主義に賛成し、以てその年來の主張を棄てたり。即ち自由派は爾來帝國の經費は須らく財産に對するの課稅即ち資本收入に對する課稅を以て之を支辨し、消費稅の負擔に苦める民衆を救濟す可しと主張し來りしに今や民衆の負擔に歸す可き間稅によりて四億馬を徵集せんとすその政府案に賛成したり。三鞭酒シヅメに對する新稅の如く富裕社會の負擔に歸す可きものなきにあらざるも政府の提案は或は酒精麥酒煙草燐寸等の課稅の如く勞働者下層社會等民衆を苦むるものあり、或は廣告瓦斯電氣等の課稅の如く經濟上の活動を妨害せんとせる者あり、その提案と自由主義とは柄鑿相容れ難き者ありき。故に自由黨は輿論を招き選舉人を囑着するの手段として相續稅の制定を要求し政府も亦之を容れて一億馬を徵收し以て間接稅の收入四億馬を補はんとせり、但し相續稅は亦間接

税に過ぎざりしも政府の計畫によれば二萬馬以下の相續に對しては之を免稅す可しとありて主ら富裕なる社會に賦課せらる可き計畫なりき、自由派は相續税の制定を以て財政改革の骨子となし、間接税四億馬を協賛するの條件となし、ビュローも亦同一の意見を公にし以て民衆の激昂を宥めんとせり。且又相續税は間税なれば直税は須らく之を聯邦各國の收入たらしむ可しとの意見を懷抱せる聯邦各國保守黨僧侶黨の希望にも合し、亦多少の社會主義的傾向を有すれば右黨の反對あるに方りて社會黨員の賛成を得可き成算もありたり。保守派僧侶派は當初主義としては敢て反對せざりしが僧侶派はこの態度を明言するを避けビュローと大同團結の政策とに反對するの目知らば之を利用するに於て掣肘を受けざらんとせり。保守派中にありては溫和分子は明かに賛成の意を公言せしが過激分子と農民派とは當初より斷然この種の課税に反對したり。その反對の理由は、相續税は社會主義的臭味を帯び財産沒收の階梯をなす可し又

家族的温情を冷却し孝行の美德を損傷す可く、又不動産に對して特にこの負擔を重からしむ可しと云ふにありき。勿論この議論を唱ふるものうちには十一月の政變以來漸く疎隔を來せるビュローと保守黨との衝突を招き以て政界の局面を打破せんことを思ふものなきにあらざりき。かくの如く相續税の問題は政策の離合を招く可き大動機となりしが爾餘の消費税も亦之に向て寄與する所なかりしにあらざり。議會の財政委員が政府案の討議を開始するや大同團結を組成せる自由保守兩派の間には經濟上の利害矛盾をあり隨て意見の衝突數ば現はれ、保守派は農業を救済して新負擔の大部分を商工業に課せんとし、自由派は反對の希望を有せり。即ち大同團結は前後反對の方向に駿馬を繋げる馬車に比す可く、爲めに討議數ヶ月に亘れる後政府案の前途は極めて不確實となり、隨て大同團結内の不利は益々明瞭となり、之を恃みて財政を改革するの到底不可能なる事情を暴露したり。オスターン休暇前に於ける形勢は實にかくの

如くなりき。中央黨はこの機に乗じて活躍を試み、外交的辭令を用ゐて、事件の進行を促し、先づ酒精税に關する討議に際して巧みにこの技倆を示したり、この問題に就ては自由保守兩派の間に、激烈なる利益の衝突あり、數年來農民醸造家は特別の恩典に浴し、事實に於て年額約四千萬馬の減税となりしが自由派の攻撃甚しく其特權の廢止を要求せしより農民派も一旦之が半減に同意したり。然るに中央黨のこの特權を復收す可しとの動議を提出するや經濟上私利を圖るをのみ汲々たる農民派はその誘惑を受けて直ちに賛成し、かくて中央黨の提出せる動議は財政委員に於て大多數を以て成立したり。蓋し中央黨は農民派の最も極端なる野心を援けて、以て保守派をして大同團結より脱離せしめ、相共にビュローの墳墓を掘らんとせるなり、而して代議士 Von Heydebrand を首領とせる舊保守派は又ビュローの引退を得て其終局の目的となせり。舊保守派は勿論表面に於ては有爲の經世家たるビュローを陥るゝの意なきを装ひし

も保守黨の一度ハイデブランド一派の意見を容るるや事件は急轉直下の勢を以て進行し、保守黨と中央黨との妥協は變じて同盟となり、財政改革を行ふと同時に宰相を更迭せしめんことを期して相提携するに至れり、宰相と自由派とはこの新運動を抑止せんとせしが時機既に晚れ復た狂瀾を既倒に廻へす能はず、即ち宰相は保守派に對しては相續税を賦課するに方りて遺産の全額を課税の目的となさずして相續者の取得分に課税す可しと讓歩し農民派に對してはこの特權を擴張せんとせしむその効なく其他例の外交的小策を弄して大同團結を維持せんと圖りしが悉く失敗に了れり。自由派は財政委員會に於てその提議の一も採用せられず新過半数は疾驅の勢を以て商工業の利害を顧みず純農業主義の新消費税を可決せるを見て、遂に議事妨害の策なく更に連袂辭職の策を取り、委員長たる國民自由黨員をはじめ左翼に屬する委員は社會黨員に至る迄悉く辭職して抗議の意志を發表し之と同時に伯林の Nirkus Schumann に大會合を催

し「ハンザ同盟」設立の議を決し、農民派の横暴を制止せんとせしが以て事件の推移を動かすこと能はざりき。自由派にして若し夫れ社會黨と提携せんか或はその成功を萬一に僥倖し得しならんも自由派はその勇氣を缺げり。かくて本會議に於て相續税を議するや案は少數の差を以て否決せられたり、これ全く波蘭黨二十人が僧侶派保守派の同盟に加はりし爲にして波蘭黨は土地沒收政策を取れるビュローを以て民族の大敵なりとしその沒落を助けたるなり。左黨は直ちに議會の解散を要求せしが皇帝も將に宰相もその徒らに社會黨を利し保守派を害す可きを思ふて之を容れざる可きこと云ふを俟たず。茲に於てビュローはキールに皇帝に拜謁して辭表を捧呈せしより財政改革問題落着の日まで留任す可しとの條件の下にその勅許を得たり。この根本問題一度解決せられ、宰相致仕のこと確定せるより財政改革問題も亦一瀉千里の勢を以てその解決を見たり。内相 Von Bethman Holweg 宰相に代て僧侶派保守派同盟の領袖輩

と交渉を遂げ殆んどその意見の全部を採用したり、但し製粉所税石炭輸出税取引所賣買税等の如き農民派の私利より打算せる要求はその商工業者は勿論下層社會をも苦む可きものなるが故採用せられざりき。授財政改革の結果は次の如く、自由派の反對を排して制定せられたる新税は左の如し。

- A 消費税 〇〇
- 酒精税 一〇〇
- 麥酒税 八〇
- 煙草税 四〇
- 燐寸税 二五
- 電燈税 四五
- 三鞭酒税 一〇
- 珈琲並に茶税 四五
- 鐵道切符税(改正) 二五
- B 財産移轉税(相續税に代へ可きもの) 二〇
- 利札税 二〇
- 小切手税 二〇
- 印紙税 二

聯邦各國負擔額

五五

砂糖税(存置)

三五

この新税の確定議を経るや議會は直ちに閉會されビュロー公は掛冠してベートマンホールウエツヒ代て帝國宰相普國內閣議長兼外務大臣となれり之と同時に他の閣臣にも更迭あり、普國商相Deffrockは新宰相に代て副宰相兼帝國內相となり、帝國藏相 Sydow その後を襲ひ更に次官Wernuthはジトウの後任となれり。而して久く缺員たりし普國文相には von Troth Zu Solm 擧げられたり。その更迭は果して如何なる結果を生ず可きか文官出身たる新宰相は如何なる抱負を有するか唯神のみぞ知る人或は曰く新宰相が何等の政綱をも發表せざるは全く親政の勝利を示せるものなりと、夫れ或は然らん、然りと雖も宰相の更迭は未だ帝國に於ける憲法問題親政問題を解決せざるなり。次に又ベートマンは保守派僧侶派の同盟に對して、如何なる態度に出づ可きか將にその自由派との關係は如何なる可きか普國選舉法改正に對して如何な

る態度を取る可きか且又財政改革も決して完全なるものと云ひ難し、思ふに實收三億五千萬馬を越ゆるは困難ならん、果して然らば早晚之が攻究否再考を要するに至らん。要するに政治上の大問題は未だ一として解決せられず、黨派の關係は果して刻下の如くにして永續す可きか、親政は果して無限にその根據を保ち得可きか普國に於ける選舉法改正問題は如何、財政改革の問題は如何、更に之と密接の關係ある對内對外政策軍備縮少の問題は如何、獨逸政界の前途實に刮目して注意す可きものあり。